

放課後児童クラブの入所に関する確認書(同意書)

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みになり、確認欄にチェックをして、必要事項を記載し、記名押印のうえ提出してください。次ページの【保護者控え用】は、ご自宅で保管してください。

確認事項	確認欄
入所案内、利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱基準(以下「基準」といいます。)を理解し、申込みをします。	<input type="checkbox"/>
4月1日から入所を希望する場合、加入申込書と添付書類(以下「申込書等」といいます。)をすべてそろえて当初申込期間内に提出してください。 当初の申込みの受付終了後は、二次申込として令和2年3月19日(木)まで受け付けます。ただし、定員に空きがない児童クラブへの二次申込の場合及び二次申込で優先順位が低い場合は、入所待機となります。	<input type="checkbox"/>
当初申込者の中から定員に達するまで入所決定を行います。次に、定員に空きがある場合のみ、二次申込者の中から定員に達するまで入所決定を行います。いずれの申込みにおいても、定員に達したときは入所待機となります。入所決定又は入所待機の判定方法は、基準に定める方法で行います。	<input type="checkbox"/>
児童クラブの利用は、月単位です。これに伴って、利用者負担金も月単位の金額です。 退所届が遅れたために、退所希望月に利用していなかったり、自己都合により利用ができなかったり、やむを得ず月の途中に入所したりしたとしても、利用者負担金の日割りでの計算及び返還は行いません。	<input type="checkbox"/>
5月1日以降に入所を希望する場合、申込書等を入所希望月の初日の1週間前の日(※)までに提出してください。 指定の児童クラブに空きがある場合のみ、入所決定を行います。空きがないときは、待機となります。	<input type="checkbox"/>
退所を希望する場合、退所希望月の末日の1週間前の日(※)までに退所届を提出してください。提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。	<input type="checkbox"/>
これまで一時的な利用休止(休所)の場合、「児童クラブ利用休止願」によって運用していました。しかし、入所待機が発生する見込みであることから、原則として、休所期間を1か月(月の初日から末日まで)以内とします。1か月を超えて休所を希望する場合、状況によっては退所となります。 休所を希望する場合、休所開始希望月の初日の1週間前の日(※)までに休所届を提出してください。	<input type="checkbox"/>
申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」又は「産休に入った」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を提出してください。変更内容によっては、退所となります。	<input type="checkbox"/>
児童クラブを年度途中で退所した後、年度内に再度入所を希望する場合、申込書等を入所希望月の初日の1週間前の日(※)までに改めて提出してください。	<input type="checkbox"/>
定員超過のため、指定の児童クラブに入所できず待機となった後、空きが出て入所可能となった場合、役場から入所可能の電話連絡をします。これに対し、最初の連絡開始日の次の開庁日までに「入所する」旨の連絡がない場合、次の優先順位者に移行します。	<input type="checkbox"/>
入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。	<input type="checkbox"/>
申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者へ提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。 また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。	<input type="checkbox"/>
放課後児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。	<input type="checkbox"/>

※その日が開庁日である場合、その前の開庁日でない日

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。
遵守しない場合、児童が放課後児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 年 月 日 (有効期限 令和3年3月31日)

住所 南関町大字

保護者名

印

放課後児童クラブの入所に関する確認書(同意書)

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みください。前ページの【役場提出用】は、加入申込書とあわせて提出してください。

確認事項
入所案内、利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱基準(以下「基準」といいます。)を理解し、申込みをします。
4月1日から入所を希望する場合、加入申込書と添付書類(以下「申込書等」といいます。)をすべてそろえて当初申込期間内に提出してください。 当初の申込みの受付終了後は、二次申込として令和2年3月19日(木)まで受付けます。ただし、定員に空きがない児童クラブへの二次申込の場合及び二次申込で優先順位が低い場合は、入所待機となります。
当初申込者の中から定員に達するまで入所決定を行います。次に、定員に空きがある場合のみ、二次申込者の中から定員に達するまで入所決定を行います。いずれの申込みにおいても、定員に達したときは入所待機となります。入所決定又は入所待機の判定方法は、基準に定める方法で行います。
児童クラブの利用は、月単位です。これに伴って、利用者負担金も月単位の金額です。 退所届が遅れたために、退所希望月に利用していなかったり、自己都合により利用ができなかったり、やむを得ず月の途中に入所したりしたとしても、利用者負担金の日割りでの計算及び返還は行いません。
5月1日以降に入所を希望する場合、申込書等を入所希望月の初日の1週間前の日(※)までに提出してください。 指定の児童クラブに空きがある場合のみ、入所決定を行います。空きがないときは、待機となります。
退所を希望する場合、退所希望月の末日の1週間前の日(※)までに退所届を提出してください。提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。
これまで一時的な利用休止(休所)の場合、「児童クラブ利用休止願」によって運用していました。 しかし、入所待機が発生する見込みであることから、原則として、休所期間を1か月(月の初日から末日まで)以内とします。1か月を超えて休所を希望する場合、状況によっては退所となります。 休所を希望する場合、休所開始希望月の初日の1週間前の日(※)までに休所届を提出してください。
申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」又は「産休に入った」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を提出してください。変更内容によっては、退所となります。
児童クラブを年度途中で退所した後、年度内に再度入所を希望する場合、申込書等を入所希望月の初日の1週間前の日(※)までに改めて提出してください。
定員超過のため、指定の児童クラブに入所できず待機となった後、空きが出て入所可能となった場合、役場から入所可能の電話連絡をします。これに対し、最初の連絡開始日の次の開庁日までに「入所する」旨の連絡がない場合、次の優先順位者に移行します。
入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。
申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者に提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。 また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。
放課後児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。

※その日が開庁日である場合、その前の開庁日でない日

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。
遵守しない場合、児童が放課後児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 年 月 日 (有効期限 令和3年3月31日)

保護者名 _____